

令和元年度

第2回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和元年12月26日（木）

午前10時開始

豊明市役所新館1階 会議室6

令和元年度 第2回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和元年12月26日(木) 午前10時から
市役所新館1階 会議室6

出席者	公益代表	加藤誠(会長) 松本昇(副会長) 川辺二三子
	保険医・薬剤師代表	永田康夫(医師代表) 松森正起(歯科医師代表)
	被保険者代表	田口一子 今井和子 山田千宏
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘
		保険医療課長 伊藤克代
		保険医療課 (栗田久美子)
傍聴者	0名	

令和元年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を令和元年12月26日(木)豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- (1) 令和2年度国民健康保険税の改正について
- (2) 令和2年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について
- (3) その他

開始 午前10時

進行(課長)

本日は年末の大変お忙しい中にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和元年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、市長は所用につき欠席させていただいております。代わりに健康福祉部長よりごあいさつさせていただきます。

健康福祉部長

健康福祉部長の伊藤でございます。本日は誠にありがとうございます。

次回1月には、市長が必ず出席させていただいて、この会に諮問をさせていただくこととなります。その場面で、新年度の国保税について詰めていく最終局面となってまいりますので、その1つ前の本日でございますが、事務局のほうから国保税の算定の仕組みをご説明させていただくのと、併せて豊明市の国保特会の中期の経営の姿などもイメージを持っていただけないか、本日はそのような機会となるかなと思っておりますので、慎重審議をよろしく願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

なお、本日は、保険医・薬剤師代表の太田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席がございますので、運営委員会規則第5条により会議は成立いたします。

では、これより会長に議長となつていただきまして会議を進めていただきます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、改めまして、おはようございます。

令和元年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を進めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、運営協議会規則第8条の規定によりまして、議事録署名人2名を指名させていただきます。保険医・薬剤師代表の松森委員と被保険者代表の山田委員、この2名にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次第に沿ひまして議事を進めさせていただきます。

（1）令和2年度国民健康保険税の改正について、①、②併せまして、事務局説明をお願ひします。

事務局

事前にお送りさせていただきました資料については、本日皆さんお持ちですね。

（ 資料の確認 ）

議題に入ります前に、少しだけ先回、第1回の運営協議会で皆さまからご質問があり次回に回答することとしていた件について、ご説明をさせていただきます。

質問が2点ありました。1つ目は収入減により国保税を減免されている人はどれくらいいたのかというご質問です。

平成30年度の実績で、失業・廃業等で収入が減ったことを理由に国保税の減免をした人は32人、減免額として250万円ほどありました。

収入減を理由とする保険税の軽減の制度には、もう1つ、会社を会社都合での退職、または自己都合でも正当な理由がある退職の場合に、前年の給与収入を30%の金額とみなして保険税額の計算をする、非自発的失業者に係る軽減という制度もあります。これ

らの方の平成 30 年度の実績として、89 人、540 万円ほどを減額しました。

2 つ目の質問は、前回の会議資料の中に、退職被保険者の 1 人あたり給付費が平成 28 年度から急激に伸びている状況があって、その理由についてご質問がありました。

それについては、まず、退職者医療制度自体が平成 26 年度で終了しており、新たに退職被保険者になる人はなく、平成 26 年度末時点で退職被保険者であった人が 65 歳になって対象から外れるまでの経過期間であるということで、退職被保険者の人数が減ってきていることがあります。さらに、平成 28 年度の夏頃、退職被保険者の方で、毎月 500 ～600 万円という高額な医療費のかかる家族が転入されてきたことから、1 人あたりに換算すると非常に給付費が伸びた状態となりました。

この退職者医療制度も今年度で対象者もいなくなり、全員が一般被保険者に移行されますので、今後は一般被保険者という大枠の中に吸収され、1 人あたり給付費も落ち着いてくると思われます。

前回の質問に対する回答としては以上です。

では、本日の議題に入らせていただきます。

来年度の保険税の改正について、レジュメにあるとおり①②、2 つのを行う予定でいます。これは、今年が初めてではなく、数年前から順番に進めていることで、同じ流れで来年度もやっていきたいことを皆さんにご説明させていただこうと思います。

(資料に沿って説明)

① 課税限度額の引き上げについて

- ・医療分について国基準に合わせるため現行の 58 万円から 3 万円引き上げ 61 万円とする。
- ・課税限度額を国基準より低く抑えることは、高所得者の保険税額が抑制され中間層以下にその分の負担を求めることになること、県の示す標準保険料率が国基準で算定されることから、本市の課税限度額については国基準に合わせていく。また、国基準額の改正が、例年 3 月末に公布され 4 月 1 日施行であり、本市では当該年度での対応が難しいことから、1 年遅れで対応していく。(平成 28 年度第 2 回国保運営協議会での申し合わせによる)
- ・県内他市の状況は、38 市中 29 市が国基準と同額。残り 9 市のうち 8 市(本市含む)が 1 年遅れで国基準に合わせる方向。
- ・改定による影響として、試算上 450 万円ほど課税額が増え、限度越世帯が 12 世帯減る。

② 資産割の廃止について

- ・資産割の低減、廃止については、平成 27 年度第 2 回国保運営協議会にて事務局より

提案し了承を得、平成 28 年度から順次資産割率の低減を実施、来年度で廃止する。

- ・資産割廃止による影響額は、試算上 3,400 万円(1 人あたり約 2,630 円)ほど課税額が減る。

◎資料 5 ページ中段の表「R2 年度改正案」は、資産割廃止による課税額減額分を他の要素(所得割・均等割)へ振り替え、課税限度額の引き上げによる課税額増分と合わせて課税総額を維持する形で、税率等を算出したもの。今後、納付金が確定した時点で保険税の必要額を算出し、保険税の引き上げ水準及び税率等について調整していく。

会長

ありがとうございました。ただいま一通り説明をいただきました。委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

委員

まず、限度額の話ですが、来年度、国基準になっていないところは国基準に合わせて上げていくということですが、ある市は今現在も低いですが、来年度以降も限度額は国基準より低い見込みですか。その理由もお願いします。また、資産割についても、来年度以降ほとんどの市が資産割を算定しないのでしょうか。わかりましたらお願いします。

事務局

まず、限度額についてですが、この市は市長の方針で今年度の限度額を据え置いたと聞いております。来年度がどうなるかはまだ確認していないので分かりませんが、そのまま据え置きの可能性もあるかと思っております。この市以外の市は本市と同じく国基準に合わせていく方向ですが、この市だけ違う動きをされています。

資産割についてですが、今年度資産割がまだ残っている市町村は 54 市町村のうち 15 市町村ですが、どこの市町村も順に資産割を減らしていく状況にあります。本市は 1/3 ずつ減らしていったら来年度は廃止とする予定ですが、市によっては 10 年くらいかけて緩やかに減らしていくところもあれば、平成 30 年度の制度改正(地域化)のタイミングで一気に資産割を廃止したところもあって、17~19 くらいの市町村が平成 30 年度に資産割を廃止しています。資産割については、昔は農業の方が多くて、資産を持っていることが収入に関係していた部分があったのですが、今は居住用であったり、田畑のできないような土地であったり、農業をやる人がいなかったりで、資産を持っていることが収入に結びつかない状況があったり、市が把握できるのは市内にある資産のみで市外に持っている資産については把握できないことによる不平等感、また、固定資産税との二重課税感など、様々なご意見があり、資産割は今の時代には合わないとのことで、どこの市町村も順々に減らしていく、あるいは平成 30 年度に一気になくしたという状況です。

事務局

補足します。先ほどの課税限度額の話、今の資産割の話もそうですが、オールジャパンでやっていることというのは地ならしと申しますか、不公平感をなくしていくということだと思います。この市は政策でやっておられるので、何らジャッジする立場では毛頭ありませんが、不足分が生じるということについて、その不足分を誰が負担しているのかという話になるのですが、その不足分は恐らく一般会計からの繰出金が負担していることになるので、その原資は他の納税者の税金ということになってきます。高所得者の課税額を抑制して、高所得者優遇的な政策をとることで、一般の納税者の税金が使われる、国保以外の納税者の方に負担してもらう形になるわけで、それについては、いろいろ意見が分かれるところなのかもしれません。そういうことからして、このたび取り組みさせていただこうということの方が妥当なのではないかと考えております。自治体の財政が裕福だということもあるかもしれませんが、つくりとしてどうなのか、ということはあるかもしれません。

会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

ここまでの説明はよろしいでしょうか。

では続けてお願いします。

事務局

それでは（２）になります。令和２年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定結果についてご説明いたします。

まず、事業費納付金についてですが、これは平成 30 年度の制度改正により新しくできたものになります。国保の会計の仕組みとして、今までは国保税を集め、国県などから補助金をもらって医療費の支払いをしていたものが、平成 30 年度からは、医療費の支払いに必要な分は県が交付金として全額各市町村へ交付し、その代わりに市町村は県へ事業費納付金を納めることになりました。市町村は納付金を県へ納めて、県はその納付金を元に市町村へ医療費分を交付する形となったわけです。ですので、平成 29 年度までは医療費の支払いに充てるために国保税を徴収していたものが、平成 30 年度以降は納付金を支払うために、もちろん納付金額の算定には医療費が関わってきますが、直接的には納付金の支払いのために国保税を徴収することになりました。先ほど、来年度の国保税改正について説明させていただきましたが、今後税率等を考えていくときに、この事業費納付金がいくらなのかが基本となる。そのため、毎年、事業費納付金についてご説明させていただいております。

(資料に沿って説明)

◎納付金算定の前提条件、納付金算定上の係数（公費）について

- ・平成 31 年度本算定と比較し、被保険者数が減っているため全体の医療給付費も減っているが、1 人あたり医療給付費は伸びている。
- ・医療給付費が減っていることで前期高齢者交付金、後期高齢者支援金も減っているが、介護納付金は増えている。
- ・激変緩和措置として約 8,400 万円の減額がされている。平成 31 年度本算定では 1 億 9,000 万円ほどあった。年々激変緩和は減っていき、令和 5 年度までの措置となる。
- ・県の平成 30 年度決算余剰金(約 75 億円)の 1/3 に相当する約 24.9 億円を活用。

◎仮算定結果について

- ・激変緩和後の本市の仮算定納付金額は約 17 億 3,100 万円で、平成 31 年度本算定より 9,600 万円ほど減。ただし、1 人あたり納付金額は 2,866 円(2.1%)増の 139,055 円。
- ・激変緩和措置の対象となる一定割合は 102.57%。平成 28 年度からの 1 人あたり納付金額の伸び率が 102.57%を超える市町村(29/54 市町村)が激変緩和措置の対象となる。

◎今後の予定

- ・年末に国から納付金算定上の確定係数が示され、その確定係数に基づき、県が本算定を行い、年明けにその結果が市町村へ示される。その結果をもって来年度の税率等を正式に決めていきたい。
- ・本算定では、介護納付金に係る 2 号被保険者数の過大補正が認められるかどうか、また、診療報酬改定の影響が反映されてくると思われる。

会長

ありがとうございました。ただいま、令和 2 年度の事業費納付金仮算定結果についてということでご説明いただきました。これにつきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員

率直に言って、全ての市町村が激変緩和を受けているのかなと今まで思っておりました。先程のある市の話ですが、医療費の伸びもあるとは思いますが、この市の場合、一般財源からの繰入金は少ないのでしょうか。資料を見ると、この市は激変緩和を受けていない。医療費の伸び率はよくわかりませんが、保険税だけで運営できているのでしょうか。

豊明の場合はお金がないので、どうしても困ると一般財源から繰り入れるということをしている。他の市町村もきっとそうではないかと、勝手に認識していたのですが。

激変緩和も、市町村の希望なのか、強制的に国が指定しているのか、指定してきても

断ることができるのかどうかも分かりませんが、うちは激変緩和がなくなったらどうしようかと、国がなんとかしてくれないかと考えてしまうのですが、その辺りどういう状況なのか、他の市町村の状況も交えて、もし分かれば教えていただきたい。

事務局

平成 30 年度の決算の状況を見ますと、一般会計からのその他繰入をしていない市町村も確かにあります。繰入自体は、法律で定められている分はされていますが、いわゆる赤字補てんであるその他繰入は 0 円となっている市町村はいくつかあります。

事務局

その他繰入は赤字分の繰入ですので、その他繰入をせずに会計の中で遣り繰りできているというケースがあるとすれば、保険税が高いということが推察されます。個々のご負担がすでに、もともと高い、そういうことはあるかもしれません。

先程から話題のある市も、その他繰入をしています。財政的な余裕があつて、繰入をし続けるという覚悟があるのかもしれませんが。ある市はそういった判断がおそらくあるのかなど。こうやって他の団体と相対比較すると、自分たちの姿がよくわかっていいですね。

私どもについては国の考え方に沿いながらやっているということもありますのと、激変緩和措置が切れても激変緩和が自分でできるように、あらかじめ想定して貯金を作つて今のところ備えていますということで、この考え方を維持しようかなと思っています。

会長

何かほかにございましたら、お願いします。

あくまでもこれは仮算定ということで数字が示されたということでございます。年明けにはもっと具体的な数字が出てくるということで、次回には、ある程度固まった数字の中でご検討いただく形になろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろとご意見いただきましたけれども、この議題につきましてはこれまでとさせていただきます。

それでは、議題（3）その他に入ります。事務局何かございましたらお願いします。

事務局

特にありません。

会長

ありがとうございました。

無いようでしたら、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

次回、1月23日午後2時からということで、この会議が一番ポイントになります。来年度の国保税の税率等について市長から諮問をいただき、これに答申をする形です。この会議の中で答申をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

お忙しい中、大変ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午前11時5分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。
